

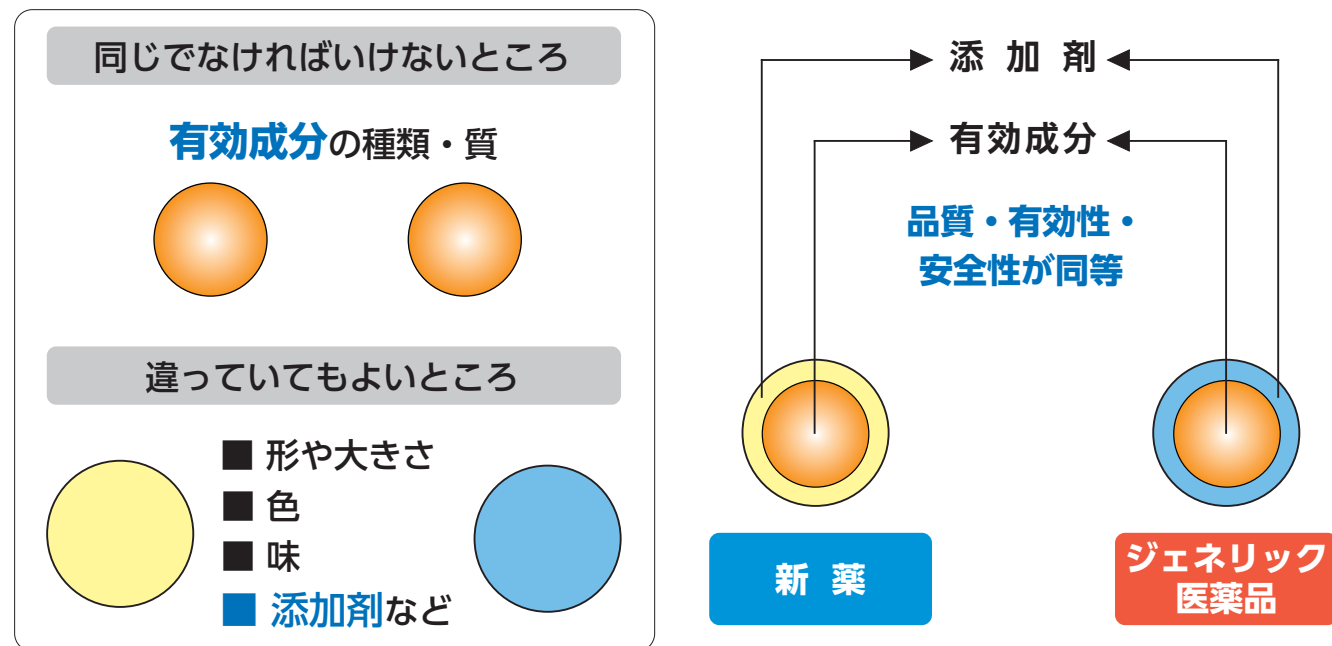
●ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。先発医薬品と比べ開発費が低く抑えられるため安価となり、患者さんの医療費の自己負担の軽減や医療保険財政の改善につながります。

効き目や安全性は？

ジェネリック医薬品の開発にあたっては、医薬品メーカーにおいてさまざまな試験が行われており、効き目や安全性が証明されたものだけが、厚生労働大臣によって承認されています。先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合がありますが、医薬品に使用する添加剤はそれ自身が体に作用したり、有効成分により治療を妨げたりするものは使用していません。



また、ジェネリック医薬品は、国で定められた下記の4項目の試験を実施しており、これらの試験によって、品質・効き目・安全性を保障しています。

規格試験	有効成分の純度や量を確認する試験
溶出試験	新薬と同じように体内で溶けるか確認する試験
生物学的同等性試験	新薬と同じ速さで同じ量の有効成分が体内に吸収されるか確認する試験
安定性試験	品質が温度や光などに影響されず、長期間保存しても変化がないか確認する試験

ジェネリック医薬品に切り替えると安くなるのか？

先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合が多いため、自己負担額を減らすことができます。しかし、ジェネリック医薬品と先発医薬品の価格差が小さい場合、患者さんの医療費の窓口負担割合によっては、自己負担額があまり下がらない場合もありますので、薬剤師へ相談してください。

臓器提供の意思表示&ジェネリック医薬品

●臓器提供の意思表示について

臓器移植とは？

臓器移植とは、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下し、移植でしか治療できない方と死後に臓器を提供してもいいという方を結ぶ医療です。第三者の善意による臓器の提供がなければ成り立たない医療です。日本で臓器の移植を希望して待機している方は、およそ15,000人です。それに対して移植を受けられる方は、年間およそ400人です。

なぜ意思表示が大切なのか？

脳死後、心臓が停止した死後とも、臓器提供については、本人の意思が尊重され、さらに家族の承諾が必要となります。本人の意思が不明な場合は、家族が決断することになります。自分の死後のことを自らの意思で決めるために、また家族が本人の意思を尊重し決断することができるよう生前からその意思を示しておくことが大切です。

臓器提供の意思表示方法

・健康保険証

・運転免許証

・マイナンバーカード

・意思表示カード

臓器提供意思表示カード

＜1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください＞

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植のために臓器を提供します。

2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植のために臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

＜1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください＞

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・喉嚨】

【特記欄：】

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

・インターネットによる意思登録（公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク公式サイト）で意思表示をすることができます。

・臓器提供意思表示欄には「臓器を提供する」という意思だけでなく、「臓器を提供しない」という意思も表示できるようになっています。